

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	指定の取消し（指定給水装置工事事業者）	
根拠条例等・条項	水道法第25条の11	
所 管 課	サービス推進部 給排水設備課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	（指定の取消し） 第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。 一 第二十五条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたとき。 二 第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。 三 第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第二十五条の八に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 五 第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 八 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。 2 第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。 （水道法）	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	聴聞
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	